

生相談所長協議会補装具判定専門委員会」に寄せられた新たなQ&A（26年度32問、27年度途中まで28問）を厳選、加工して新たに追加できる質問を整理する。

さらに、障害者自立支援法（平成18年施行）以降に厚生労働省から6回にわたり事務連絡で発出された補装具に関するQ&A51問を限定版、公開版ともに掲載する。

## B-2. 項目の追加

平成26年度アンケートの意見を参考に補装具費支給制度の基本事項として「補装具制度の歴史概要」、「補装具判定における身体障害者更生相談所の役割」、「補装具判定・処方前の基礎知識」を掲載する。

また、同じ研究グループで他の研究分担者が作成した義足の完成用部品の機能区分表を盛り込み、技術編として「骨格構造義足判定における処方の理解」と「機能区分表の使い方と完成用部品の選択」を掲載する。

### （倫理面への配慮）

全国の更生相談所に対して行ったアンケート調査では、結果の集計およびアンケートに寄せられた意見をまとめるにあたり、個別の更生相談所名が判別できないように、倫理面に配慮している。また、補装具の個別製品名等の記載にあたっても利益相反に關係する事項はない。

## C. 研究結果

### C-1. 限定版の構成

限定版に選出したQ&Aは189問となった。限定版は次のように構成した（表1）。

#### 1) 補装具費支給制度の基本事項

補装具制度の歴史概要、補装具判定における身体障害者更生相談所の役割、補装具判定・処方前の基礎知識

#### 2) 補装具費支給事務取扱指針にみる疑義解釈

制度適用、支給可能な個数、特例補装具など28問。

3) 補装具費支給の算定に関する疑義解釈  
装具、義肢、車椅子など種目別で77問。

4) 基準の文言の解釈・補装具の適応・技術的な理解に関する疑義解釈  
種目別の理解、児童補装具の理解、難病の理解など84問。

5) 厚生労働省事務連絡のQ&A（自立支援法以降）計6回にわたる事務連絡の計51問。

6) 技術編：義足完成用部品の理解  
骨格構造義足判定における処方の理解、義足の継手、足部について機能区分表を掲載した。

表1 補装具費支給判定基準マニュアルの構成

編	限定版	公開版
補装具費支給制度の基本事項	○	○
補装具費支給制度の理解と疑義解釈24問	×	○
補装具費支給事務取扱指針にみる疑義解釈28問	○	×
補装具費支給算定に関する疑義解釈77問	○	×
医療関係者・市町村等向けQ&A47問（下記と重複）	×	○
基準の文言の解釈・補装具の適応・技術的な理解に関する疑義解釈84問	○	×
Q&A数 計	189	71
厚生労働省事務連絡のQ&A（自立支援法以降）51問	○	○
技術編：義足完成用部品の理解・機能区分表	○	○

### C-2. 公開版の構成

公開版に選出したQ&Aは71問となった。公開版は次のように構成した（表1）。

#### 1) 補装具費支給制度の基本事項

限定版と同内容

#### 2) 補装具費支給制度の理解と疑義解釈

補装具の定義、更生相談所の補装具判定とは何か、治療用装具と更生用装具の違いなど補装

具費支給制度の理解に関する基本的なQ & A 24問。

3) 医療関係者・市町村等支援者向けQ & A

医療関係者等中間ユーザーの理解を促すとともに市町村が補装具費の支給決定を行う際に参考となるようなQ & A 47問。特に児童の補装具、難病患者等に関するQ & Aを掲載した。

4) 厚生労働省事務連絡のQ & A（自立支援法以降）

計6回にわたる事務連絡の計51問。

5) 技術編：義足完成用部品の理解

骨格構造義足判定における処方の理解、義足の継手、足部について機能区分表を掲載した。

#### D. 考察

3年間の研究成果として作成した「補装具費支給判定基準マニュアル」の最大の特長は、その構成の核となる補装具に関するQ & Aが、実際に全国の身体障害者更生相談所の補装具判定において生じたQをアイデアにして作成されていることである。全国身体障害者更生相談所長協議会内の組織として補装具判定専門委員会があり、著者が委員長を務め、宮城県リハビリテーション支援センターが事務局を担っている。平成23年度から活動を開始し、全国の更生相談所から提出された補装具判定に関するQに対して、その都度委員会メンバー10名でメーリングリストによる会議を行い、Aを2週間以内に回答するシステムである。平成28年2月末までに241個のQ&Aが蓄積されている。個別の既製品に対するものを省いたQ & Aからアイデアをいただき、単刀直入にエッセンスだけを書き直したのが本マニュアルのQ & Aである。

本マニュアルは更生相談所職員を対象とした限定版と医療関係者、市町村職員等支援者を対象とした公開版に分けて作成した。二つに分けた理由の背景となったのは、平成26年度に行った本マニュアルの前身である補装具費支給判定Q & A暫定版に対するアンケート調査結果である。そこでは公開の適否については34カ所(45%)の更生相談

所が151問中77問(51%)において加工修正、あるいは公開には相応しくないので削除を求めていた。その77問は補装具費の算定に関するQ & Aがほとんどを占め、公開されると影響が出るとの意見が多く、各更生相談所によって算定の仕方が微妙に異なっていることが明らかになった。そこで、公開版は暫定版2で掲載した151問を再度見直し、補装具費の算定に関するQ & A 77問はカットして、公開しても問題がないと判断したQ & Aだけに絞り込んだ。特例補装具で扱う余地があるというあいまいなQ & A、すなわち、地域によって判断基準が異なると思われるものをほとんど削除している。また、医療関係者・市町村等支援者向けに補装具費支給制度の理解を深める基本的なQ & Aを追加して、総Q & A数を71間に厳選した。

本マニュアルには、技術編として義足完成用部品の理解を促す目的で骨格構造義足判定における処方の理解、義足の継手、足部について機能区分表を掲載したのも大きな特長である。その背景には、Q & A暫定版のアンケートの中に「義足完成用部品の選定の仕方が分からない」という声があった。この機能区分表は同じ研究グループで他の研究分担者である児玉らが既に機能区分が行われている米国のJコード等を参考にわが国の義足完成用部品について機能の整理・定義づけを行い、独自の機能区分をまとめたものである。本マニュアルにはそのうち股継手、膝継手、足継手・足部だけを抜粋して掲載している。この機能区分表が有効利用され、義足の判定、処方に於いて根拠、自信のある完成用部品の選択、処方がなされるようになること、機能区分が医師、義肢装具士、リハ専門職、行政側の職員等の共通言語となり、完成用部品選択の共通理解の一助になることを期待している。

#### E. 結論

「補装具費支給判定基準マニュアル」を更生相談所限定版と公開版に分けて作成した。補装具のユーザーにとって適切な補装具が円滑に支給され

るためには厚生労働省が告示する補装具判定の基準を更生相談所の職員だけでなく補装具処方に関わる多職種が共通理解する必要がある。本マニュアルが補装具判定の現場で起こっているQ&Aを核に構成されている点は、これまでになかったものである。すなわち、現場での有用性が見込まれ、本マニュアルが果たす行政的意義は大きいと考えられる。

#### F. 研究発表

##### 1. 論文発表

なし

##### 2. 学会発表

- 1) 横本 修：【基調講演2】更生相談所における補装具費支給基準の理解と機能区分への期待」、第2回 補装具の適切な支給実現のための制度・仕組みに関する研究会、2015.07.25. 所沢.
- 2) 横本 修：「補装具費支給判定マニュアルの作成」、特別レポート 補装具の適切な支給実現のための制度・仕組みを考える 一厚生労働省科学研究費補助金プロジェクト報告一、第31回日本義肢装具学会学術集会、2015.11.8、横浜。

#### G. 知的財産権の出願・登録状況（予定を含む。）

##### 1. 特許取得

なし

##### 2. 実用新案登録

なし

厚生労働科学研究費補助金（障害者対策総合研究事業）  
分担研究報告書

機能区分を踏まえた完成用部品申請手続きの整備

研究分担者 石渡 利奈 国立障害者リハビリテーションセンター研究所  
福祉機器開発部 第一福祉機器試験評価室長  
研究分担者 山崎 伸也 国立障害者リハビリテーションセンター研究所  
義肢装具技術研究部 副義肢装具士長  
研究分担者 我澤 賢之 国立障害者リハビリテーションセンター研究所  
障害福祉研究部 研究員  
研究協力者 相川 孝訓 国立障害者リハビリテーションセンター研究所  
福祉機器開発部 非常勤研究員

研究要旨 本件研究の目的は、補装具利用者の社会参加・自立支援に向けて、機能区分を活かす完成用部品申請手続きのシステムを構築することである。平成 25 年度に、システム構築のために、手続きの効率化、正確性の向上を目的として、Microsoft Excel も用いた電子申請様式（様式 A-1～8、様式 B-1～2、様式 C-1）を作成した。作成した様式についてアンケートを行い、多様な作業環境への配慮、ユーザビリティの向上、記入要領の改良等の必要性を見いだせた。平成 26 年度には、平成 25 年度実施のアンケート調査結果に基づく様式の改善に加え、記入要領等、説明会での説明方法の見直しも行き申請システム改善を図った。また、機能区分を踏まえた完成用部品申請システムについては、アメリカの I コードシステムを参考に構成案をまとめた。平成 27 年度は、他の研究課題として進めている補装具等完成用部品の機能区分の構成がまとまり、骨格構造義足の完成用部品についての考え方が始まることを受け、この機能区分を使った部品運用を行う上で必要な情報を整理するとともに、こうした情報を完成用部品登録申請を通じて集約することを想定した様式改訂案の作成、さらには、運用していく上で発生すると考えられる問題点についてまとめた。

#### A. 目的

補装具の完成用部品については、部品供給業者が部品毎に厚生労働省に対し「義肢装具等完成用部品の指定申請書」を提出し、認可されたものが「完成用部品等の指定基準」に掲載される。部品としては最低限の情報のみが掲載されているのみで、この部品で何ができるのかについての詳しい情報はない。また、義足製作時には利用者の能力や生活様式に対し必要な機能を持つ部品を適切に処方することが求められている。しかし、部品は日進月歩で新しい機能を持つ新しいものが開発され、多くの異なる機能が

あり何をどう選ぶか、情報収集するだけでも大変である。今回、他課題で完成用部品の機能区分により、同じ機能を持つものが同じ区分として整理されることで部品選択の際の選択肢が定まり、部品選択が明確化されていくことを期待する。整理した機能区分が有効に機能するためには、継続して使える仕組みが必要となる。そこで、完成用部品の機能区分が継続的に使えるようにするため収集すべき情報項目を整理すると共に、当該情報を完成用部品登録申請を通じて集約するために必要となる申請様式の改定案

の提案、及び、機能区分を取り入れた際に検討が必要となる項目についてまとめる。

## B. 方法

B-1. 新しい部品を機能区分に分類するためには必要な情報と当該情報を集約する場合必要となる申請様式の改定案について作成された骨格構造義足用部品の機能区分に掲載されている内容と、本研究で改訂した補装具等完成用部品の現行の申請様式について機能区分をとりいれることで、新しく追加が必要となる項目についてまとめる。

B-2. 機能区分案を取り入れた場合、運用していく上で考えられる事項

補装具等完成用部品の申請受付から新しい補装具等完成用部品の情報公開までの流れの中で、機能区分案を取り入れた場合に発生するであろう問題点について纏める。

## C. 結果

C-1. 新しい部品を機能区分に分類するためには必要な情報と当該情報を集約する場合必要となる申請様式の改定案について

現行の補装具等完成用部品の申請様式は、1つの様式で、義肢と装具、座位保持装置を網羅する形としている。しかし、本研究で機能区分案として纏めたものは、骨格構造義足用部品のみである。今回の申請様式は、装具および座位保持装置については考慮せず、義肢用申請様式としてまとめた。

機能区分案の項目は、

- ① コード
- ② 新名称
- ③ 機能区分

- ④ 機能概要
  - ⑤ メーカー推奨適応活動レベル
  - ⑥ メーカー名
  - ⑦ メーカー品番
  - ⑧ メーカー部品名称等
  - ⑨ 使用者体重制限 (kg)
  - ⑩ 主な使用材料
  - ⑪ 重量 (g)
  - ⑫ 価格 (円) (基準価格)
  - ⑬ メーカー保証期間
  - ⑭ 特記事項
- の14項目がある。新しい部品を機能区分に分類するためには、いずれの機能区分に該当するかにかかる情報(①～④、ただし①の記載により②から④は規定される)ならびにその他の属性にかかる情報(⑤～⑭)が必要となる。

これらの項目を現行の申請様式に当てはめると、それぞれの様式で既に対応している項目は、⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬であった。この内訳を以下に示す。

現申請様式	機能区分項目
様式 A-2 (新規申請部品一覧)	⑥⑦⑧ ⑫
様式 B-2 (既収載部品一覧)	⑥⑦⑧ ⑫
様式 A-3 (価格根拠)	⑥⑦⑧ ⑫
様式 A-4 (部品概要)	⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬

現在の申請様式に記載箇所のない項目は、①～⑤、⑭であり様式に追加が必要である。考えられる追加の方法は、様式 A-2 に①～④、⑭、様式 A-4 に⑤の記入欄追加することである。

ただし、部品の持つ機能が有効に使われるものであるかを判断するためには、部品が持つ機能がどの様な効果をもたらすか確認していく必要がある。様式 A-6 のフィールドテスト評価で

機能と効果について、記入できるようにする必要がある。また、価格の妥当性についても、機能の持つ価値について検証していく必要がある。また、次項でも触れるように、申請部品毎に様式に記載された機能区分の妥当性を検証するための根拠に関して、現状で様式 A-4 部品概要に構造や機能（効果）にかかる記載項目があるものの、これで十分なのかどうか検討していく必要がある。

#### C-2. 補装具等完成用部品の申請受付から新しい補装具等完成用部品の情報公開までの流れの中で、必要になる事項

この機能区分案は、あくまで研究の立場から作成・提案するものであるが、仮に補装具費支給制度のなかで公的なものと位置づけられることになった場合、必要となる事項についてまとめた。

##### 1) 機能区分についての周知

各メーカー、補装具評価検討会メンバー、国リハ補装具等完成用部品の事前評価メンバーに機能区分の分類について周知する。

##### 2) 機能区分の妥当性の検証

申請部品を各メーカーが独自に機能区分に割り当てたものが妥当であるか確認し、機能区分が適正に運用されるようにする。

##### 3) 平成 27 年度等新規収載部品の情報集約

現行機能区分案は平成 26 年度の部品に基づいている。今後部品申請のなかで区分のための情報集約が行われるようになったとして、少なくとも平成 27、28 両年度に新規収載となった部品については申請とは別に必要情報の集約を行う必要がある。

##### 4) 新しい機能の取り込み

新しい機能を持つ部品の申請があった場合、現存の機能区分に当てはめ特記事項に追加される機能を記入する。もしくは、新しい機能区分の枠を作るかを判断する。

##### 5) 新しい機能区分の作成ルール

新しく機能区分の枠を作成する場合、新しい機能の名前を誰がどのようにして付けるかルール作りが必要である。また、数年に一度、機能区分の整理に不適正な分類がされていないかを見直す機能が必要である。

#### D. 考察

機能区分案が、仮に補装具費支給制度のなかで公的なものと位置づけられるとすれば、完成した機能区分案に合わせ、厚生労働省補装具完成用部品指定申請様式の改訂が必要となる。機能区分の掲載される項目を載せるだけではなく、機能区分が有効に使われているかを判断し、取り入れていくための情報収集ができる様式作成が必要である。

運用に際して、問題になると思われる事項について取り上げ、ルール作りが必要な点について指摘した。

制度で完成用部品として指定しているものは義肢・装具・座位保持装置の 3 種類であり、骨格構造義足は、購入基準で定めている義肢の種目的一部であり制度として運用するようになるためには、他の種目についても早急な完成用部品の機能区分の作成が望まれる。

#### E. まとめ

今回の研究では、完成用部品の機能区分案を取り入れることによる問題点について纏めた。申請様式について、不足項目を追加すること

で、機能区分案の情報を全て集めることができ  
であることが確認できた。さらに、部品の持つ  
機能の有効性の検証データの収集、機能に対する  
価格の妥当性を検証するための情報など細部  
に渡って様式確認が必要となる。運用の面で  
は、機能区分を継続して維持するためには、機  
能区分を壊さないよう運用していくことが重要  
である。

今後、機能区分で部品が整理されることによ  
り、利用者と部品の対応を明らかになり、利用  
者に必要な機能から必要な部品選択が行えるよ  
うななることを期待したい。

F. 研究発表

1. 論文発表

なし

2. 学会発表

なし

G. 知的財産権に出願・登録状況（予定を含  
む）

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

### III. 研究成果の刊行に関する一覧表

別紙4

研究成果の刊行に関する一覧表

書籍

著者氏名	論文タイトル名	書籍全体の 編集者名	書籍名	出版社名	出版地	出版年	ページ
	該当なし						

雑誌

発表者氏名	論文タイトル名	発表誌名	巻号	ページ	出版年
	該当なし				

**厚生労働科学研究費補助金**

障害者対策総合研究事業（障害者政策総合研究事業（身体・知的障害分野））

「補装具の適切な支給実現のための制度・仕組みの提案に関する研究」

平成 27 年度 総括・分担研究報告書

発行日 平成 28 (2016) 年 3 月

発行者 「補装具の適切な支給実現のための制度・仕組みの提案に関する研究」研究班  
(研究代表者 井上剛伸)

発行所 国立障害者リハビリテーションセンター研究所  
〒359-8555 埼玉県所沢市並木 4-1  
TEL: 04-2995-3100 FAX: 04-2995-3132